

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 1 2 日

関係団体事務局 各位

航空局安全部運航安全課
乗員政策室 課長補佐

「航空身体検査マニュアル」等の一部改正について

標記ついて、下記の通達について一部改正し、平成 30 年 7 月 1 7 日から適用することしましたので送付いたします。

(航空局長通達)

「航空身体検査マニュアル」の一部改正

(安全部長通達)

「航空運送事業に使用される航空機に 60 歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」の一部改正

(運航安全課長通達)

「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」の一部改正

「調律異常の取扱いについて」の一部改正

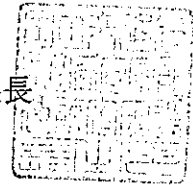
「航空身体検査付加検査実施要領」の一部改正

以上

国空航第184号
平成30年6月12日

公益社団法人 日本滑空協会 事務局長 殿

国土交通省航空局
安全部運航安全課長



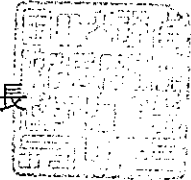
「航空身体検査マニュアル」の一部改正について

標記について、別添のとおり一部改正し、平成30年7月17日から適用することとしたので、通知します。

国空航第183号
平成30年6月12日

公益社団法人 日本滑空協会 事務局長 殿

国土交通省航空局
安全部運航安全課長



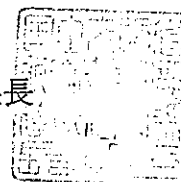
「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を
乗務させる場合の基準」の一部改正について

標記について、別添のとおり一部改正し、平成30年7月17日から適用す
ることとしたので、遺漏なきようお願いいたします。

国空航第182号
平成30年6月12日

公益社団法人 日本滑空協会 事務局長 殿

国土交通省航空局
安全部運航安全課長



「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」等の
一部改正について

標記について、下記の通達を別添のとおり一部改正し、平成30年7月17
日から適用することとしたので、通知します。

記

1. 「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」の一部改正
2. 「調律異常の取扱いについて」の一部改正
3. 「航空身体検査付加検査実施要領」の一部改正